

# 特例適用審査表(所法64②)：保証債務の特例

名簿番号	
------	--

1 整理・点検	あり	なし
(1) 確定申告書への特例適用の記載	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2) 譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)の記載・提出	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(3) 保証債務の履行のための資産の譲渡に関する計算明細書(確定申告書付表)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(4) 添付書類(任意添付書類)		
イ 主たる債務者の借入事実を証する書類(金銭消費貸借契約書)等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ロ 保証契約書等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ハ 担保物件の登記事項証明書等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ニ 債権者からの催告書等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ホ 譲渡事実を証する書類(売買契約書等)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ヘ 債務弁済(保証債務履行)の領収書等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ト 債務保証時における主たる債務者の資産状況を証する書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
チ 求償権行使不能に関する資料・法人申告書・破産手続関係資料など	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
リ 債務者への債権放棄通知書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ヌ その他参考となるべき書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

根拠条文等 所法64②・所令180②・所規38・所基通64-1~6 (同51-11~16) [関連：所法152]

## 2 審査

### A 保証関係(契約)に関する事項

審査項目	適	否	審査上の留意事項・審査事項
《形式審査》 ① 「保証関係」は何か？			<input type="checkbox"/> 保証契約 <input type="checkbox"/> 連帯保証人 <input type="checkbox"/> 不可分債務※ <input type="checkbox"/> 連帯債務※ <input type="checkbox"/> 合名・合資会社の無限責任社員の債務※ <input type="checkbox"/> 身元保証人の債務※ <input type="checkbox"/> 質権・抵当権設定者に対する質権等(物上保証)※ <input type="checkbox"/> 法律による連帯損害賠償責任※ ※は、その債務の履行に伴い求償権を生ずることとなるときは、保証債務の履行に該当する⇒ 所基通64-4 (保証債務の履行の範囲)  ☆ 農協等に係る「員外貸付」の取扱いが別途あり！(昭和54年10月27日付直審5-22「他人のために農業協同組合等から借入れた債務を弁済するために資産を譲渡した場合における所得税法第64条第2項の規定の適用について」参照(庁HP))
《形式審査⇒実質審査》 ② 「負担割合」は？			☆ 保証人が2人以上いる場合[共同保証]⇒ 保証債務履行の際の各人別の「負担割合」についての約定がなかったか？ [ ]
《実質審査》 ③ 保証関係に疑義はないか？			※ [ ]
● 主たる債務者			(a) 納税者との関係： <input type="checkbox"/> 親族 <input type="checkbox"/> 同族会社(主事法人) <input type="checkbox"/> その他( ) <input type="checkbox"/> 不明(不詳) (b) 存在確認： <input type="checkbox"/> 税務申告( ) <input type="checkbox"/> 住民票(商業登記) <input type="checkbox"/> 住宅地図 <input type="checkbox"/> その他( ) <input type="checkbox"/> 不明(不詳) (c) 借入金の使途： <input type="checkbox"/> 税務申告等への反映( ) <input type="checkbox"/> 確認不能
● 債権者			(a) 属性： <input type="checkbox"/> 金融機関(銀行等) <input type="checkbox"/> 貸金業者( ) <input type="checkbox"/> 取引先 <input type="checkbox"/> その他( ) <input type="checkbox"/> 不明(不詳) (b) 存在確認： <input type="checkbox"/> 公知の存在 <input type="checkbox"/> 税務申告( ) <input type="checkbox"/> 住民票(商業登記) <input type="checkbox"/> 住宅地図 <input type="checkbox"/> その他( ) <input type="checkbox"/> 不明(不詳)
《実質審査》 ④ 「私財提供」と認められないか？ ⇒ 大阪地裁S56.6.26(大阪高裁S59.3.29：最高裁S59.12.4)			※ 保証契約時点→主たる債務者が既に著しい債務超過→最初から求償権行使不能と知りながら(知り得るのに)、あえて保証⇒ 特例適用不可 <input type="checkbox"/> [ ]

**B 保証債務の履行に関する事項**

審査項目	適	否	審査上の留意事項・審査申請
⑤ 譲渡代金が債権者への弁済に充てられているか？			☆「保証債務を履行するための譲渡」と判定し得るか？ ⇒ 譲渡代金が保証債務の弁済に充当されていなければ、 <b>特例適用不可</b> 【例外：次の「◆」参照】
● 譲渡代金の受領状況（「内訳書」等から転記）			● 債権者への弁済状況（債権者からの領収書などから転記）
年 月 日 万円・ 年 月 日 万円			年 月 日 万円・ 年 月 日 万円
年 月 日 万円・ 年 月 日 万円			年 月 日 万円・ 年 月 日 万円
※			
◆ 保証債務を借入金で履行→その返済のために譲渡→ <b>所基通64-5：「おおむね1年」基準</b> ⇒ 特例適用可〔借入金利子→×〕			
☆ 譲渡代金を預金→借入→借入金により保証債務を履行→当該預金で借入金返済 ⇒ 特例適用不可			
☆ 保証債務を自分の預金等により履行→譲渡 ⇒ 特例適用不可			

**C 「求償権行使不能」の判定に関する事項**

⑥ 求償権の行使は不能か？			【判定基準】 所基通64-1⇒所基通51-11~16
<input type="checkbox"/> 法的手続（会社更生法による更生計画・民事再生法による再生計画・会社法による特別清算など）による求償権（債権）の切捨て（所基通51-11（1）・（2））			
<input type="checkbox"/> 債権者集会の協議決定〔合理的基準〕による求償権（債権）の切捨て（所基通51-11（3）イ）			
<input type="checkbox"/> 行政機関・金融機関・第三者によるあっせん〔合理的基準〕による求償権（債権）の切捨て（所基通51-11（3）ロ）			
※			
<input type="checkbox"/> 主たる債務者の債務超過〔相当期間継続・求償権行使（債権回収）の見込みなし〕（所基通51-11（4））			
(a) 主たる債務者の現況 <input type="checkbox"/> 破産開始手続の決定・倒産等 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
(b) 主たる債務者の資産・経営状況《個別具体的に判定》			
※平成14年12月25日付課資3-14他「保証債務の特例における求償権の行使不能に係る税務上の取扱いについて（通知）」参照（庁HP）！			
<input type="checkbox"/>			
(c) 主たる債務者との貸借関係 <input type="checkbox"/> 他に貸付金等あり <input type="checkbox"/> 他に借入金等あり			
(d) 主たる債務者への債権放棄通知 <input type="checkbox"/> あり（ 年 月 日；全額・一部） <input type="checkbox"/> なし			

**D 譲渡所得の計算等に関する事項**

⑦ 概算取得費の計上			所基通64-3の5：「特例適用前の収入金額×5%」による。
⑧ 2以上の譲渡資産がある場合の求償権行使不能額の配分			所基通64-3の4：どの資産の譲渡代金が弁済に充当されたかが不明。 ⇒ ①収入金額按分、②納税者の選択（他の特例適用が可能な場合など）
⑨ 買換え等特例の適用を受ける場合			所基通64-3の2： 買換え等特例の適用後の収入金額に保証債務の特例を適用する。

《その他留意事項》

- この特例適用により「ないものとみなされる金額」は、譲渡所得の内訳書の3面「4」の「B 必要経費欄」に「(保)××円」と記載する。
- 具体的な計算に当たっては、本特例の計算明細書を使用するが、当該明細書の脚注にも注意する。
- 

判 定		
適	要 解 明	否